

## 保険制度のお知らせ

こどもエコクラブ全国事務局  
公益財団法人 日本環境協会

こどもエコクラブの活動中の事故について、全国事務局にて賠償責任保険に加入しております。内容については下記のとおりです。詳細は全国事務局にお問い合わせ下さい。

## ◎賠償責任保険【こどもエコクラブ全国事務局にて加入】

(登録完了のクラブは自動的に対象となります)

※クラブ登録時の名簿の提出は必要ありませんが、クラブにて必ずメンバー・サポーターの名簿を備えてください。保険手続の際には速やかに提出していただく必要が生じます。

## ◆保険の内容

クラブ主催の行事(活動)中にサポーター等の運営・管理上のミスにより、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われる。

## ◆補償内容(限度額)

対人: 1人あたり 1,000 万円、1事故あたり 1,000 万円(自己負担額1千円)

対物: 1事故あたり 300 万円(自己負担額1千円)

## ◆支払われる項目

・被害者に支払う損害賠償金 ・応急手当の費用 ・裁判費用、弁護士費用 など

## Q&amp;A

Q1. メンバーが活動中に民家の垣根を壊した。「賠償責任保険」の対象になりますか？

A1. 損害を与えたものを修復するための修繕費が支払われます。ただし、故意に損害を与えた場合には支払われません。

Q2. クラブ活動中に通行人の足を引っかけてしまい、ケガをさせた。

A2. 治療費・慰謝料・仕事を休んだ場合の休業損害・通院交通費などが支払われます。

ただし、相手にも落ち度があった場合などは賠償額が減額されますので、保険金としての支払額も減額された賠償額となります。

Q3. メンバーが活動中、転倒してケガをした場合「賠償責任保険」で支払われますか？

A3. 支払いの対象にはなりません。「賠償責任保険」は第三者に対して法律上の賠償責任が生じた場合にお支払いするものです。メンバーは活動の主体であり第三者とはなりません。ただし、メンバーの指導者に、メンバーの安全確保の上で相当な過失があった場合には支払われるケースも考えられます。

【クラブ活動中のケガには「傷害保険」を各クラブで個別に手配する必要があります】

Q4. クラブ活動中のサポーターが運転する自動車が事故を起こし通行人にケガをさせた。

A4. こどもエコクラブの「賠償責任保険」の対象にはなりません。「自動車保険」で支払われます。

## ◎傷害保険等【各クラブで必要に応じて手配してください】

クラブ活動中のメンバー・サポーター当人のケガについては、損害保険会社の「傷害保険」や各種共済等で補償されます。なお、低廉な保険料を提供している「(公財)スポーツ安全協会」運営の『スポーツ安全保険』が、こどもエコクラブ活動の事故を対象とする旨確認しておりますのでご案内します。

### ○保険の内容

加入者(メンバー、サポーター)が活動中に被った傷害および損害賠償責任を対象としています。

<例>・地域の空き缶回収活動中にケガをした。(傷害)

・メンバーが活動中誤って居合わせた人にケガをさせた。(賠償責任)

### ○補償内容

・加入者の死亡 : 2,000 万円(子ども)、600 万円または 2,000 万円(大人)

[事故の日から 180 日以内]

後遺障害 : 最高 3,000 万円(子ども)、最高 900 万円または 3,000 万円(大人)

[事故の日から 180 日以内]

入院(1日につき): 4,000 円(子ども)、1,800 円または 4,000 円(大人)[入院1 日目から補償されます。]

通院(1日につき): 1,500 円(子ども)、1,000 円または 1,500 円(大人)[通院1 日目から補償されます。]

・賠償責任・限度額

身体・財物賠償合算: 1事故あたり5億円ただし身体賠償は1人1億円 [自己負担額なし]

・保険期間: 毎年4月1日から1年間 [年度途中での加入は保険料(掛金)振込日の翌日から有効]

・保険料(掛金): 年間 800 円(子ども)、800 ~ 1,850 円(大人)

[中途加入の場合も年間保険料(掛金)を適用する。保険料(振込)翌日から有効]

※「子ども」は中学生以下の児童・生徒・幼児です。高校生メンバーも保険の取り扱い上は「大人」となります。

## スポーツ安全保険とは

昭和 45 年にスポーツおよび社会活動の普及振興を図っていくため、その活動中の事故を補償することを目的に創設された制度で、国内の損害保険会社(8 社)が共同して引受にあたっています。

保険料(掛金)が他の保険制度等に比べて低廉なこと、全国各県にスポーツ安全協会の支部があることなどから、約 950 万人の方が加入しています。

全国各地の金融機関(一部を除く)で4人以上のグループ単位(サポーターを含みます)で申込みができます。

ご希望の際は、下記にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

○三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部・営業第二課 担当: 大津(おおつ)

TEL: 03-3259-4061

E-Mail: ren.otsu@ms-ins.com

○スポーツ安全協会ホームページ

<http://www.sportsanzen.org/>

## 普及啓発用ツールの貸出・提供について

こどもエコクラブ全国事務局  
公益財団法人 日本環境協会

## 【様々な普及啓発用ツール】

こどもエコクラブの普及啓発用資材として、「壁新聞」「絵日記」「エコまる旗」「エコまる着ぐるみ」「事業紹介パネル」「エコまるスタッフジャンパー」を全国事務局より貸出しております。貸出されたツールは、都道府県及び市区町村の自治体で様々なかたちで活用されています。

貸出については、別添の「貸出申込書(様式2・3)」に必要事項をご記入のうえ、こどもエコクラブ全国事務局まで FAX または E-mail(j-ecoclub@eic.or.jp)でお送りください。送料は、各地域事務局にてご負担いただきます。

## 1. 活用方法

## 活用事例1 ～壁新聞・絵日記～

- ① 環境イベントやこどもエコクラブ活動報告会等で壁新聞・絵日記を利用して、クラブの活動発表や子どもたちの環境活動をアピールすることができます。
- ② 壁新聞セッションなどを通して、お互いに活動内容を取材しあい、さらに交流を深めることができます。



## 活用事例2 ～エコまる旗～

環境イベントなどで掲示することによって、こどもエコクラブの認知度アップにつながるとともに、クラブメンバーの一体感を高めます。



### 活用事例3 ～エコまる着ぐるみ～

環境イベントなどに登場させ、イベントを盛り上げたりすることができます。  
(バルーンタイプ、バッテリー使用)



### 活用事例4 ～事業紹介パネル～

事業の概要を記載した事業紹介パネル。  
自治体における環境イベントなどで掲出し、子どもエコクラブの周知を図ることができます。  
※サイズ 85cm×60cm 3枚1セット



### 活用事例5 ～エコまるスタッフジャンパー～

環境イベントなどでスタッフが着用することによって、スタッフの識別や事業広報につながります。  
※返却の際には、クリーニングの上返却すること(ご自宅での洗濯も可)。  
※上限 80 着まで。ジャンパーの色は、黄色のみ。



※このほか、「クラブ活動フォトコンテスト」の入賞作品の画像データもございます。ご希望の場合は子どもエコクラブ全国事務局([j-ecoclub@eic.or.jp](mailto:j-ecoclub@eic.or.jp))までお問い合わせください。

### 【ポスター・パンフレット】

管下の幼稚園・保育所、学校、児童館・公民館などへの配布・掲出や校長会での説明など、パンフレット等を希望する子どもエコクラブ地域事務局宛に、全国事務局より募集用ポスター、パンフレットをお送りいたします。ご入用の際は、別添の「募集用ポスター・パンフレット申込書(様式4)」に必要事項をご記入のうえ、子どもエコクラブ全国事務局まで FAX または E-mail([j-ecoclub@eic.or.jp](mailto:j-ecoclub@eic.or.jp))でお送りください。送料は、子どもエコクラブ全国事務局にて負担いたします。

## 2. 申込方法

別添の申込書に必要事項をご記入の上、子どもエコクラブ全国事務局まで FAX または E-mail ([j-ecoclub@eic.or.jp](mailto:j-ecoclub@eic.or.jp))でお送りください。なお、貸出条件は貸出申込書に記載されております。

- (1) 広報ツール貸し出し申込用紙(壁新聞・絵日記)(様式2)
- (2) 広報ツール貸し出し申込用紙(エコまる旗・着ぐるみ等)(様式3)
- (3) 募集用ポスター・パンフレット申込書(様式4)

こどもエコクラブイメージキャラクター  
「エコまる」の使用規定について

こどもエコクラブ全国事務局  
公益財団法人 日本環境協会

こどもエコクラブイメージキャラクター「エコまる」を、「こどもエコクラブ事業」を通じた環境保全活動やその普及啓発活動の際に、ぜひ地域事務局等において広くご活用いただきたいと考えております。

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)は商標登録していることから、「エコまる」使用時の留意点の周知と、皆様の「エコまる」のご活用状況の把握を目的として、『「エコまる」使用申込書』を使用希望の団体にご提出いただくよう使用規定を設けております。

使用にあたっては、下記使用規定に従い、別添申込書(様式5)と使用予定の原稿等をこどもエコクラブ全国事務局までご提出いただきますようお願い致します。

## 記

## 「エコまる」使用規定

## 1. 使用の目的

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)を、営利を目的としない講演会、講習会、展示会、普及啓発活動その他の行事、映画、図書、パンフレットなどで使用することで「こどもエコクラブ事業」を推進する。

## 2. 使用基準

使用対象者は下記の通りです。

- ①国の行政機関
- ②地方公共団体
- ③公益法人又はこれに準ずる団体
- ④こどもエコクラブを支援する企業・団体
- ⑤その他上記各号に準ずると認められる団体

## 3. 使用例と手続

	使用パターン	使用者	手続き
	具体例		
①	JEC の募集に使用する場合 広報誌、雑誌、新聞、教科書 etc.	JEC 地域事務局担当者 および報道機関等	① 使用希望者は使用申込書(様式5)に必要事項を記入の上、 <u>原稿と併せて</u> 、使用開始2週間前までに FAX で JEC 全国事務局に申込み下さい。 ② JEC 全国事務局では使用規定に照らし申込内容を検討し、回答いたします(申込受付後3日程度)。
②	JEC 啓発用の冊子等に 使用する場合 都道府県及び市区町村発行の JEC 活動事例集 地域版 JEC ニュース etc.	JEC 地域事務局担当者	
③	JEC 事業に直接関係のない 製作物を作成する場合 (デザインとしてエコまるを使用) 副読本	JEC 地域事務局担当者 及び JEC 担当者以外 (例 教育委員会)	③ 使用希望者は製作物完成後、完成物 1部を JEC 全国事務局に必ず提出して下さい。
④	JEC 事業を支援する企業・団 体が、支援の証としてウェブサ イト・印刷物等に使用する場合	JEC を支援する企業・ 団体	上記に同じ。

⑤	JEC 事業を支援する企業・団体が、支援の証として、自団体が販売する商品等に使用する 場合	JEC を支援する企業・ 団体	販売量に応じて一定の寄附をいただく「エコまるラベル」として取り扱います。詳細は事務局までお問い合わせください。
---	--	--------------------	---

※JEC:「こどもエコクラブ」(Junior Eco-Club)

【自治体への使用承認権限の委譲について】

都道府県・市区町村など、自治体単位でご支援いただく企業・団体でエコまるを使用される場合、以下の手続きにより各自治体で申し込みの受付、承認を行うことができます。

- ①自治体における「エコまる」使用規定を作成します(全国事務局より提供する雛型に、自治体名と部署名を入れるだけで結構です)。
- ②自治体より、「エコまる」使用承認に関する届出書(様式6)をご提出いただきます。
- ③届出のあった自治体に対し、全国事務局より受付書(様式7)を発行します。
- ④①の使用規定に基づき、企業・団体様からの申込受付、承認を行っていただきます。

4. 「エコまる」のデザイン上の注意

- (1)こどもエコクラブ全国事務局から提供される清刷もしくは「こどもエコクラブ応援マニュアル」中の清刷を、縮小または拡大して使用のこと。その他の資料およびホームページからの転用は著作権法上お断りする場合があります。必ず事前にお問い合わせください。
- (2)カラーで使用する場合、指定の色を使用すること
- (3)ポーズ変更等のバリエーション、動画での使用については、必ず事前にお問い合わせください。

5. 「エコまる」に併記する表現に関する注意

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)に併記する表現は、以下のいずれかとします。

- (1)「こどもエコクラブ」
- (2)「エコまる」はこどもエコクラブのイメージキャラクターです。
- (3)こどもエコクラブイメージキャラクター「エコまる」

(注意事項)

「エコまる」使用時に「こどもエコクラブ」を併せて表示する場合に、類似の表現に十分注意してください。

例)「エコクラブ」「ECO CLUB エコクラブ」「エコ倶楽部」は不可。

※他の企業・団体において商標登録されているため

6. 「エコまる」使用上の注意

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)をこどもエコクラブに関わる印刷物以外に使用される場合には、こどもエコクラブについての紹介や URL を書き添えてください。

7. 「エコまる」に関する権利

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)は、(公財)日本環境協会の登録商標です(登録第 4007391、4241698、4281356、5455469)。無断使用は法律で罰せられることがありますのでご注意ください。

8. その他

上記に該当しない案件については別途こどもエコクラブ全国事務局まで、事前に連絡してください。

なお、がんばりアースクラブの使用についても「エコまる」に準ずるものとします。

また、クラブが自分たちの活動において「エコまる」及びがんばりアースクラブを使用する場合、申請は必要ありません。

以上